

変更令和2年度負担金の額及び徴収方法

1. 負担金の額の考え方

- (1) 負担金単価の算出方法は、「一般貸切旅客自動車運送適正化機関が徴収する負担金の取扱いについて」（平成29年3月31日付国自旅第426号）（以下、「負担金通達」という。）により、適正化センターの管轄区域内に存するア 営業所数、イ 車両数、ウ 営業所数及び車両数を併用した数のいずれかの数で除した上で算出することとされている。
- (2) 巡回指導は営業所別に行われることから、ア 営業所数割が基本となるが、負担金を事業規模にかかわらず平準化されるよう考慮し、ウ 営業所数及び車両数の併用割を採用する。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの貸切バス事業者が期間限定減車を実施しているため、再計算にあたっては車両数割の単価を変更せず、営業所数割の単価を変更する。結果、営業所数割44%、車両数割56%とした。

2. 負担金の額

(1) 負担金の単価

負担金の単価は、適正化センターの管轄区域内に存する営業所数及び車両数を併用した数で算出する。

区分	令和2年度 事業経費	割合	経費按分金額	単価
営業所数割 (328 営業所)	27,010,000 円	44%	11,854,004 円	36,150 円
車両数割 (3,113 両)		56%	15,155,996 円	4,870 円

営業所数・車両数ともに令和2年2月1日現在

(2) 事業者ごとの負担金の額

事業者ごとの負担金の額は、2. (1)により算出した負担金の単価に、適正化センターの管轄事業区域内の事業者ごとに本年2月1日現在における当該事業者の営業所数及び車両数を乗じて算出することとする。なお、負担金の単価の10円以下の端数は10円単位に切り上げて算出することとする。

3. 負担金の徴収方法

(1) 事業者への請求・通知

負担金は一括納付を原則とする。ただし、半年ごとの分割による納付も認める。一括納付及び事業者が分割納付を希望した場合は一括納付分及び前期分を6月8日に請求・通知し、後期分は10月1日に請求・通知する。

4. 納付の方法

負担金の納付は原則、適正化センターが指定する口座への振込みとする。なお、分割納付を希望する場合は、1カ年分の分担金を前期・後期ごとに分割して納付できる。

5. 負担金の精算

(1) 年度途中において事業計画の変更等が生じた場合の負担金の精算の要否は、下表のとおりとする。

事業廃止、許可取消	精算を要する
事業の休止、再開	精算を要する
事業の譲渡及び譲受	欄外記載(※1)
事業の分割、合併及び相続	欄外記載(※2)
事業計画の変更 ● 区域の拡大に伴い、新たに適正化機関の管轄区域内に営業所を有することとなった場合 ● 適正化機関の管轄区域内の全ての営業所を廃止し、当該区域内に営業所を有しないこととなった場合	精算を要する
事業計画の変更（上記以外）	精算しない

※1 年度途中に事業の譲渡及び譲受に係る認可を受けた事業者にあつては、譲渡人が負担金を一括納付していた場合には精算しないものとし、譲渡人が負担金を一括納付していない場合にあつては、譲受人に対し未納分に係る負担金を請求する。

※2 年度途中に事業の分割、合併、相続の認可を受けた事業者にあつては、認可に伴い認可に基づく権利義務を承継することから精算をしない。

(2) 9月14日付で北海道運輸局長が変更認可した負担金の額の精算

- ① 令和 2 年度負担金を一括納入済の場合は、精算額を通知するとともに、令和 3 年度負担金の請求時に精算する。
- ② 前期、後期の分割納付を選択し前期分を納付した場合は、後期負担金請求時に精算する。
- ③ 納付期限猶予希望事業者等は、改めて負担金請求額を変更して請求し精算する。

6. 納付期限

- (1) 負担金の納付期限は、道路運送法(以下「法」という。)第 43 条の 15 第 7 項に準じて、納付通知を発出する日から起算して 10 日以上を経過した日とし、最大で納付通知を発する日から 1 カ月後を期限とする。
- (2) 納付期限は一括納付及び分割納付の場合の前期分は本年 7 月 8 日とする。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、納付期限までに一括納付及び前期分納付できない事業者は本年 9 月 30 日まで納付を猶予する。
分割納付の場合の後期分の納付期限は、本年 11 月 2 日とする。
- (3) さらに、別紙の届出書の提出があった場合は、一括納付及び後期分納付を本年 12 月 31 日まで猶予する。

7. 負担金の未納事業者に対する督促及び延滞金

- (1) 負担金未納事業者に対する督促については、書面により 2 回実施することとし、督促の記録については適切に保存する。なお、督促後も正当な事由なく負担金を納付しない事業者に関しては、令和 3 年 1 月以降に北海道運輸局長に報告を行う。
- (2) 令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、納付期限までに負担金の納付ができない場合でも、法第 43 条の 15 第 5 項及び法施行規則第 34 条の 10 第 2 項の規定による納付期限の翌日から負担金を納付する日までの日数 1 日につき 1 万分の 4 の延滞金の納付を免除する。

8. その他

- (1) 負担金に関する情報公開
適正化センターは負担金の額及び徴収方法の認可を受けた後速やかに、インターネット及び事務所に帳簿を備え付ける等の適切な方法により公開する。